

冬のお風呂に要注意！ ヒートショックに注意しましょう

急激な温度変化によって血圧が大きく変動し、さまざまな健康被害を引き起こす「ヒートショック」。失神、脳梗塞、心筋梗塞、不整脈などが引き起こされ、浴室で起こると転倒や湯船で溺れるなどの危険があり、命に関わる場合もあります。



ヒートショックを防止する3つの対策

脱衣所やトイレなどを暖める

冷え込みやすい脱衣所や浴室、トイレを事前に暖めておく方法や、入浴前に温かいシャワーで浴室内を暖める方法が効果的です。

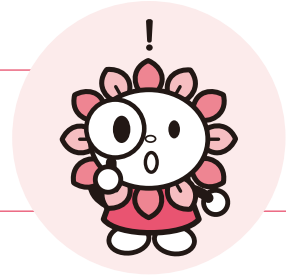
なお、暖房器具を使用して暖める場合は火災や換気に注意しましょう。

食事や飲酒直後の入浴は控える

食事や飲酒後は、血圧が下がり、失神する可能性が高まります。また、体調がすぐれないときの入浴も思わぬ事故が起こる可能性がありますので避けましょう。

入浴前に家族に声を掛ける

体調の悪化など、入浴中に異変があった場合は、家族に早く気付いてもらうことが重要です。そのため、入浴前に家族に声を掛けてから入浴しましょう。



問い合わせ先／消防署救急係 ☎51-0885

ご存じですか 障害者差別解消法

正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、この法律では、障がいを理由とする差別をなくしていくことで、障がいのある人もない人も、分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることを目指しています。

障がい者差別に関する相談窓口

- 市役所福祉課障がい福祉係
- 市障がい者基幹相談支援センター
☎76-8140、FAX.53-2280

法律のポイント

この法律では、行政機関(国、地方公共団体など)と民間事業者(会社、お店など)に対し、差別の解消に向けた具体的な取り組みとして、障がいを理由とする差別の禁止を求めています。

障がいを理由とする差別には、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の2種類あり、行政機関と民間事業者では下記のとおり求められています。なお、事業者ではない一般私人や個人の思想・言論はこの法律の対象外となっています。

種別	不当な差別的取扱い	合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体など	不当な差別的取扱いが禁止されます	障がいのある人から求めがあれば、合理的配慮を行わなければなりません
民間事業者(個人事業者、社会福祉法人、NPOなどの非営利事業者を含む)		障がいのある人から求めがあれば、合理的配慮を行うよう努めなければなりません

相談・問い合わせ先

市役所福祉課障がい福祉係 ☎76-8142、FAX.52-3749 ✉fukusi@city.owariasahi.lg.jp